

2020年  
12月1日  
から施行

# ※1 ご入学前まで一緒に乗れます

## 自転車利用に関するルールが改正されました

～埼玉県道路交通法施行細則の一部改正～

運転者は  
16歳以上

同乗は  
入学前  
まで※1

※2  
座席の  
安全基準  
をチェック



### 今までと何が違うの？

- これまで自転車の幼児用座席に乗車できるのは「6歳未満」の子供でした。  
例) 幼稚園等の年長クラスの子供は6歳の誕生日を迎えると同乗させることはできませんでした。
- 2020年12月以降は、「小学校に入るまで※1」同乗させることができるようになります！



※1 小学校就学の始期に達するまでの者(6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)(ただし、前部の幼児用座席の使用年齢は、(一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」で、4歳未満と定められています)

※2 (一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」

## ヘルメットの着用も忘れずに!

自転車事故による死者の約**46%**は  
頭部の負傷が致命傷となっています

(埼玉県内・令和元年中)

埼玉県交通安全対策協議会  
埼玉県 埼玉県警察

彩の国  
埼玉県

# 危険な乗り方、していませんか？

子供を自転車に同乗させるときは、正しく乗車させないとバランスを崩しやすく大変危険です。しっかりと次のルールを守りましょう！

## 2人乗りの場合

- 運転者は16歳以上
- おんぶは4歳未満まで。抱っこは禁止！  
ひもなどで確実に背負いましょう。
- 幼児用座席がある場合は、小学校入学前まで※1の子供を座席に乗せることができます。

座席の場合は必ずシートベルトを！



## 3人乗りの場合

- 運転者は16歳以上
- 幼児2人同乗用自転車※2を利用しましょう。
- 幼児用座席がある場合は、小学校入学前まで※1の子供を座席に乗せることができます。
- **4人乗りはできません。**

幼児用座席を  
チェック！

幼児用座席には、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められています※3。  
使用前に必ず確認しましょう。

詳細はこちら▶



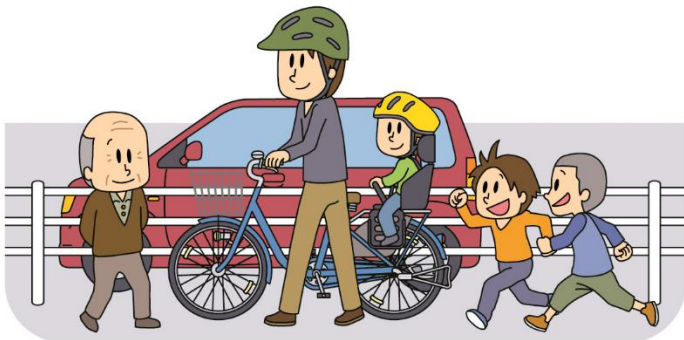
※1 小学校就学の始期に達するまでの者(6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)(ただし、前部の幼児用座席の使用年齢は、(一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」で、4歳未満と定められています)

※2 幼児を二人同乗させることができる構造や装置がある自転車

※3 (一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」

## 歩道通行は例外です

自転車は車道の左側通行が原則です。  
やむを得ず歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先で。



## 交差点では安全確認！

信号や一時停止は必ず守りましょう。  
見通しの悪い交差点では、一度止まって安全確認を徹底しましょう。

